

【保育料徴収金基準額表】

三種町では令和7年4月より、**すべての児童の保育料を全額助成**しています。

助成前の徴収金基準額（保育料）と助成率は下表のとおりです。

- ◆ 1号認定（幼稚園利用） 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前まで
- ◆ 2号認定（3歳以上の保育所利用） 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで
- ◆ 3号認定（3歳未満の保育所利用）

(参考)国基準		町基準			保育料助成率 (すこやか子育て支援事業)	
階層	標準時間 保育料	階層	徴収金基準額	すこやか助成 適用後		
1	0	1	生活保護世帯	0	0	10/10
2	0	2	市町村民税非課税世帯	0	0	10/10
3	19,500	3	均等割額のみ在世帯	13,000 〔0〕	0	10/10
		4	所得割額が49,000円未満の世帯	15,000 〔0〕	0	10/10
4	30,000	5	49,000円以上 64,000円未満	19,000 〔9,000〕	0	10/10
		6	64,000円以上 81,000円未満	21,000 ※77,101円未満〔9,000〕	0	10/10
		7	81,000円以上 97,000円未満	23,000	0	10/10
		8	97,000円以上 132,000円未満	26,000	0	10/10
5	44,500	9	132,000円以上 169,000円未満	28,000	0	10/10
		10	169,000円以上 254,000円未満	30,000	0	10/10
6	61,000	11	254,000円以上 301,000円未満	32,000	0	10/10
		12	301,000円以上	38,000	0	10/10
7	80,000					
8	104,000					

※原則、父母の市町村民税額の合計で階層を判定しますが、祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合には、父母以外の方の市町村民税額を含めて階層を判定します。

※配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等は適用されません。

※〔〕書きは、ひとり親世帯等で、市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の額です。

※国、県の制度変更等に伴い変更となる場合があります。

【副食費】

◆ 1号認定・2号認定

三種町では子育て世帯の負担軽減のため、月額4,900円を上限に副食費の助成を行っています。

町立保育園の副食費は月額4,500円です。

※年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもの副食費は国の制度により免除されます。

※0～2歳児は、保育料に副食費が含まれており、実費負担はありません。

【すこやか子育て支援事業】

◆ 1号認定・2号認定・3号認定

三種町が県の助成を受けて実施している事業で、保護者の方が負担する保育料や副食費の助成を行っています。

助成を受けるには申請が必要となります。